

(案)

東京港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 30 年 7 月

東京港港湾管理者
東京都

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

平成26年 9月 第88回東京都港湾審議会

平成26年11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

平成28年 1月 第90回東京都港湾審議会

平成29年 5月 第92回東京都港湾審議会

の議を経た東京港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 旅客船埠頭計画	2
港湾の環境の整備及び保全	3
1 港湾環境整備施設計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 海浜計画	4

変更理由

- 1 都民をはじめ、多くの人々が水とのふれあいの場に快適にアクセスできるよう、東京港内の海上交通ネットワーク拡充のため、中部地区の旅客船埠頭計画を変更する。
- 2 東京港の水域環境の保全・再生を図るとともに、水生生物をはじめとした多様な生物の生息環境を創出するため、中部地区の港湾環境整備施設計画及び海浜計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 旅客船埠頭計画

1—1 中部地区

港内の海上交通ネットワークの拡充のため、旅客船埠頭を次の通り計画する。

(13号地)

小型栈橋

1基

[新規計画]

小型栈橋

1基

[既設]

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

東京港の水域環境の保全・再生を図るとともに、水生生物をはじめとした多様な生物の生息環境を創出するため、海浜を次のとおり計画する。

中部地区（有明）	海浜	延長 5 0 0 m	【新規計画】
	緑地	6 ha	【既設】
	緑地	1 ha	【既設】

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、海浜計画を次のとおり計画する。

1 海浜計画

単位：m

用途 地区名	海 浜
南部地区	(3,200) 3,200
中部地区	(500) 500
東部地区	(520) 520
中央防波堤 地区	(400) 400
合計	(4,620) 4,620

注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

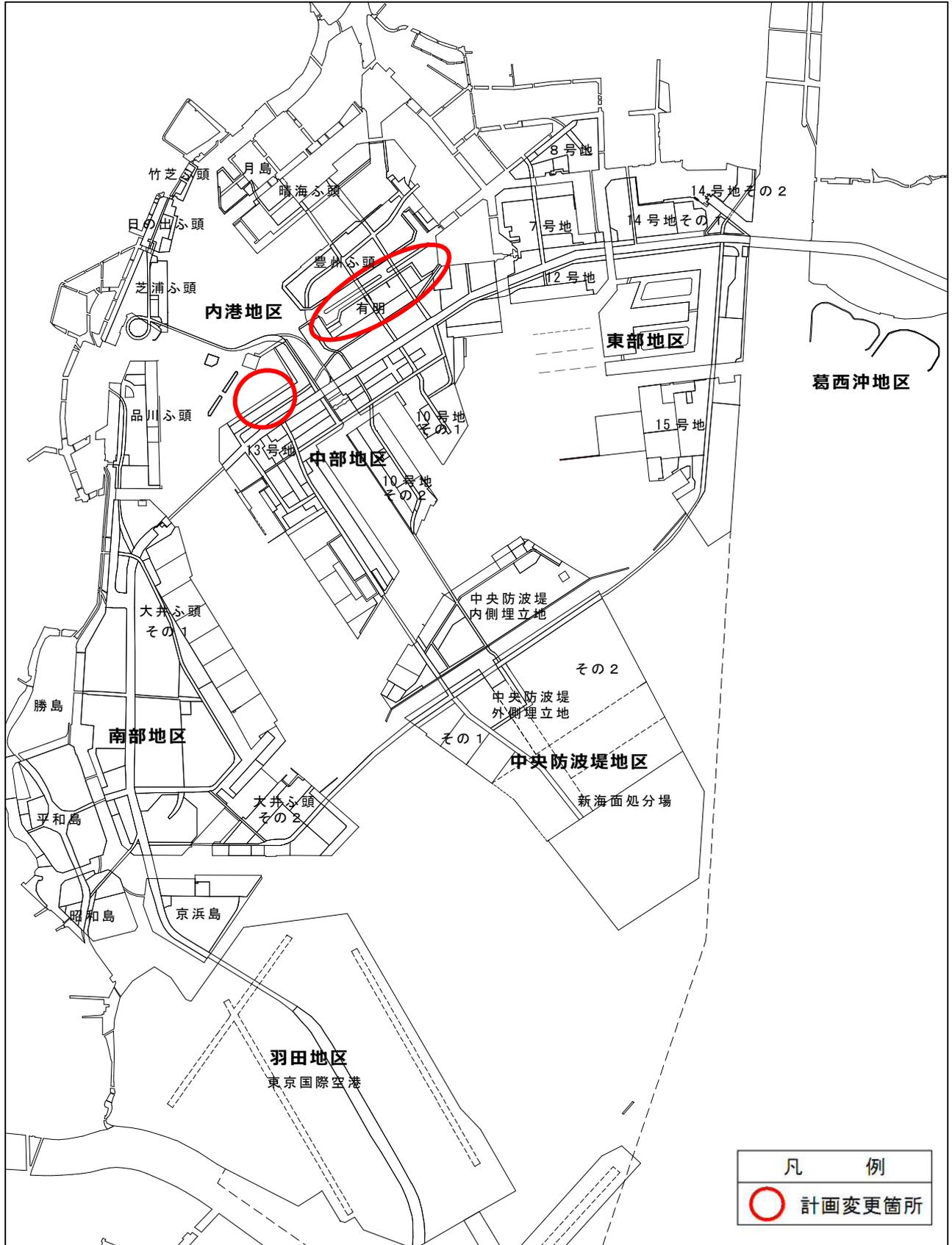
注2：端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

既定計画

単位：m

用途 地区名	海 浜
南部地区	(3,200) 3,200
中部地区	(0) 0
東部地区	(520) 520
中央防波堤 地区	(400) 400
合計	(4,120) 4,120

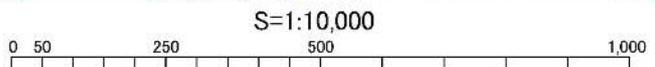
東京港港湾計画位置図



東京港港湾計画図(中部地区)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、
 同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平29情復、第1114号)



東京港港湾計画図(中部地区)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。(承認番号 平29情復、第1114号)

